

## 政令第八号

### 測量法施行令の一部を改正する政令

内閣は、測量法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第四号及び第二十条第二項（同法第三十九条において準用する場合を含む。）の規定、同法第四十五条第一項において準用する同法第二十八条第二項の規定並びに同法第五十四条及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第三条」に、「第三条」を「第四条」に改める。

第二条第二項第一号中「一番」を「一番二」に改める。

第三条を削る。

第二条の二中「第十一条第三項第一号」の下に「に規定する長半径及び扁平率<sup>へん</sup>」を加え、第一章中同条を第三条とする。

第四条から第八条までを次のように改める。

(収用委員会の裁決の申請手続)

第四条 法第二十条第二項(法第三十九条において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 伐除に係る植物、垣若しくはさく等又は一時使用に係る土地、樹木若しくは工作物(次号において「対象物」という。)の所在地
- 三 対象物について裁決申請者の有する所有権その他の権利
- 四 損失の内容及び程度並びに損失が発生した時期
- 五 通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日
- 六 通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳
- 七 前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

第五条から第八条まで 削除

第九条中「第二十八条」を「第二十八条第二項」に改め、「第四十二条第二項」の下に「及び法第四十五条第一項」を加え、「の規定により測量成果又は測量記録の謄本又は抄本の交付を求めようとする者が納めるべき」を「に規定する政令で定める」に改める。

第十七条中「左の各号に掲げる科目について実施する」を「法別表第一の一の項第六号から第八号まで及び第十三号並びに同表の二の項第一号及び第五号から第九号までに掲げる科目（同表の一の項第十三号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う」に改め、同条各号を削る。

第十八条中「左の各号に掲げる科目について実施する」を「法別表第一の一の項第一号及び第六号から第十三号までに掲げる科目（同号に掲げる科目にあつては、国土交通省令で定めるものに限る。）について行う」に改め、同条各号を削る。

第十九条を次のように改める。

（試験科目の範囲）

第十九条 前二条に規定する試験科目については、国土交通省令で、その全部又は一部について範囲を定め

ることができる。

第二十八条の二の見出しを「（一括下請負の承諾に係る電磁的方法）」に改め、同条第一項中「注文者は、」を削り、「とき」を「注文者」に、「同条第三項前段」を「電磁的方法（同条第三項）」に、「方法（」を「電磁的方法をいう。」に、「電磁的方法」という」を「同じ」に改める。

第二十八条の三の見出しを「（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法）」に改め、同条第一項中「注文者は、」を削り、「とき」を「注文者」に、「同条第二項前段」を「電磁的方法（同条第二項）」に、「方法（」を「電磁的方法をいう。」に、「電磁的方法」という」を「同じ」に改める。

第二十九条第一項中「、参考人」を「参考人」に改め、同条第二項中「、参考人」を「参考人」に、「千百円」を「千七百円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、測量法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

##### （経過措置）

2 この政令による改正後の測量法施行令第十七条から第十九条までの規定は、平成二十一年において行われる測量士試験及び測量士補試験から適用し、平成二十年において行われる測量士試験及び測量士補試験については、なお従前の例による。



## 理由

測量法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の規定を整備するとともに、測量士試験の科目として測量に関する法規及びこれに関連する国際条約を追加する等の必要があるからである。